

令和4年9月26日

第166回 遠野市農業委員会総会議事録

第166回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和4年9月13日
告示番号 遠野市農業委員会告示第14号
会議年月日 令和4年9月26日
会議の場所 遠野市役所本庁舎大会議室
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、
5番 菊池秀樹、6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、
9番 菊池靖、10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 菊池陽佑、
13番 佐々木泰文、14番 奥寺晴夫、15番 多田登、16番 小向幸子、
17番 河内克倫、19番 千葉勝義
欠席委員 18番 佐々木義弘

会議に出席した職員 事務局長 高橋隆悦

事務局次長兼
農業振興係長 菊池達紀

農地係長 多田由香子

本日の案件 第166回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出
について
報告第4号 遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会に付議した事項について
議案第30号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する
可否決定について
議案第31号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否
決定について
議案第32号 農用地利用集積計画の決定について
議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につい
て
議案第34号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について
議案第35号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

開会時刻 午後2時

議	長	<p>大変ご苦勞様でございます。それでは、ただいまから総会を進めてまいりますけれども、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を11番、鬼原壽一委員に願います。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第166回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、18番、佐々木義弘委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議	長	<p>【会長報告】 会長として出席いたしました会議等の内容について、報告いたします。報告書をご覧いただきたいと思えます。 8月28日、盛岡市、アイーナで、令和4年度「新農業人フェア in いわて」に参加してございます。 令和4年9月遠野市議会定例会に参加してございます。8月30日、本会議の開会。9月5日、一般質問、質問者4人。9月6日、一般質問、質問者7人。9月7日、一般質問、質問者2名。全員で13名の一般質問でございました。9月15日、本会議の閉会に参加してございます。 9月15日、事務局長と一緒に山口さんの方にお邪魔しまして、農地利用最適化推進委員に対する感謝状の贈呈を行ってございます。 以上でございます。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事務局長		<p>経過報告書に基づいて説明いたします。出席者と開催場所は記載のとおりになります。</p> <p>8月31日、令和4年度第3回農業委員会だより編集委員会議。 9月8日、農地法等申請締切日。 9月9日から16日、地域推進班会議。 9月12日、遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会の委嘱。同日、第1回遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会。 9月13日、第2回女性農業委員・農地利用最適化推進委員業務検討会。 9月14日、農地転用等現地確認調査。 9月15日、農業委員会だより「遠野盆地」No.34発行、全戸配布。 9月21日、令和4年度第7回運営委員会。 本日、第166回遠野市農業委員会総会。 9月27日以降の主な行事予定になります。 10月1日、遠野市市制施行17周年記念功労者表彰式。 10月3日、令和4年度第2回遠野市農業委員会農政専門委員会。 10月7日、農地法等申請締切日。 10月14日、農地転用等現地確認調査。予備日は17日になります。 10月中旬、アグリガイド収録予定。 10月中旬、遊休農地解消活動、エゴマ刈り取りです。 10月19日、アグリガイド放送日。 10月21日、令和4年度第8回運営委員会。 10月25日、第167回遠野市農業委員会総会。同日、第4回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会。 以上です。</p>

議 長	<p>【報告事項】 報告第1号、「農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について」、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局 長	<p>1ページから2ページです。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものです。件数は9件です。内容は備考欄記載のとおり、権利者死亡により取得者が相続したものです。番号1番から4番は子、5番は孫、6番と7番は子、8番は配偶者、9番は子が相続です。 今後については、番号1番、一部貸付、残りは母が管理。 番号2番、一部貸付、残りは原野化しており、今後、非農地判断が必要と思われます。 番号3番、自己管理。 番号4番、5番、6番、自己耕作。 番号7番、自己管理。 番号8番、一部自己管理、残りは山林化しているため、今後、非農地判断が必要と思われます。 番号9番、自己管理。 以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局 長	<p>3ページから4ページです。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨、下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は5件です。 番号1番から4番は、土地改良法による換地処分により、換地後の土地が雑種地のため耕作ができなくなるため解約するものです。 番号5番は、借人に所有権を移転するため解約するものです。なお、改めて所有権移転許可申請が提出されていますので、この後審議していただきます。 以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p>
17番 委員	<p>河内です。今の説明の中で、5番について質問ですなのですけれども、「換地」という言葉について、ちょっと聞き取れなかったのですけれども、その言葉と共に内容について説明あればと思います。</p>
農地係 長	<p>「換地」についてご説明いたします。土地改良事業の方で、従前の土地に対して整備後割り当てる土地を「換地」、その作業行為を「換地」と言います。</p>
17番 委員	<p>漢字を教えてください。</p>

農地係長	変換の「換」に土地の「地」になります。
17番委員	ありがとうございます。
議長	その他、質問等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。 報告第3号、「遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について」、事務局にその内容を説明いたさせます。
事務局長	5ページです。報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものです。件数は1件です。 内容は、道路と田の間に段差があり耕作に不便をきたしているため、段差部分に盛土を行うものです。 以上で報告を終わります。
議長	ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。 報告第4号、「遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会に付議した事項について」、報告します。9月12日に開催した第1回遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会に係る遠野市農地利用最適化推進委員選考について、岩手県中部農業センター遠野普及サブセンター所長の桑原政之選考委員長から報告を受けました。 松崎地区の農地利用最適化推進委員に1名欠員が生じたので募集を行ったところ、1名の応募があり、その1名の方を遠野市農地利用最適化推進委員として選考したとのことでした。選考結果についてはこの後、議案第35号でご審議いただきます。 以上、総会への報告といたします。 次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。
議長	【日程第1】 日程第1、「議事録署名人並びに書記の指名について」。遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認め、議事録署名人に12番、菊池陽佑委員、13番、佐々木泰文委員、会議書記には事務局、菊池達紀次長を指名いたします。 次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。
農地係長	6ページ、7ページになります。第166回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。 法第3条、今月計6件、26,201㎡。 利用集積、今月計3件、26,947㎡。 法第4条、今月は申請ありませんでした。

	<p>法第5条、今月計2件、695㎡。 適用外、今月はありませんでした。 法第18条第6項、今月計5件、5,065㎡。 以上です。</p> <p>【日程第2】</p>
議 長	<p>日程第2、議案第30号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し、ただちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>8ページです。議案第30号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、貸出人は労力不足のため貸し付けるものです。借受人は相手方の要請により借り受けるものです。</p> <p>番号2番、貸出人は労力不足のため貸し付けるものです。借受人は相手方の要請により借り受けるものです。</p> <p>以上2件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区推進委員の山川です。14日、14時20分より、農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で現地を確認してまいりました。</p> <p>番号1番、場所は、●●●●●に向かう●●●●●と●●●●●のY字の交差点に隣接した農地です。調査結果については事務局から説明がありましてとおり、水稻も作付けされ管理良好で、何ら問題ないものと確認してまいりました。</p> <p>番号2番、場所は●●●●●から■●●●●の裏側、■●●●●●付近の農地です。調査結果については事務局から説明ありましてとおり、4筆とも牧草が作付けられ刈り取りなど管理も良好で、何ら問題ないことを確認してまいりました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第30号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第3】</p> <p>日程第3、議案第31号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>9ページです。議案第31号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の</p>

	<p>許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、申請地は組田でありまして、譲渡人は市外に居住し耕作できないため、組田の所有者で長年申請地を耕作している譲受人に譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>番号2番、譲渡人は労力不足のため、申請地を長年耕作している譲受人に贈与で譲り渡すものです。</p> <p>番号3番、譲渡人は亡父の債務を代物で弁済するものです。</p> <p>番号4番、譲渡人は亡●●●●●●相続財産を整理するため、これまで耕作を行っている譲受人に売買で譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>以上4件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>推進委員の昆野裕子です。</p> <p>番号1番、9月14日、午前、事務局2名、農業委員2名、推進委員2名で現地を確認いたしました。場所は●●●の●●●です。事務局の説明どおりで良好に整備されておりました。問題ないと確認いたしました。</p> <p>番号2番、同じく事務局2名、農業委員2名、推進委員2名で現地を確認いたしました。場所は●●●●●●●●●●。今までとおりで農地もきちんと整備されており、問題ないと確認いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●の濱田です。9月14日、午後1時30分より、事務局2名、農業委員2名、推進委員2名で現地確認をいたしました。場所は●●の■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の裏を通る農業農道、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■を●●方向に約2キロ進むと道路右側に■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■があります。場所はその■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の裏にあります。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区推進委員の山川です。14日、午後2時20分より、農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で現地確認を行いました。場所ですが、●●●●●●の■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の並びにある農地でございます。事務局が説明したとおりで、水稲も作付けられ管理も良好で、何ら問題ないと確認してまいりました。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質問ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第31号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり「可」と決しました。</p>

議 長	<p>【日程第4】</p> <p>日程第4、議案第32号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長	<p>10ページです。議案第32号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により遠野市長から提出がありましたので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は3件で、すべてが新規となります。</p> <p>番号1番、契約期間3年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号2番、契約期間5年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号3番、契約期間10年の賃貸借権設定です。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願います。</p>
議 長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号2番及び3番について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。番号1番について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>お諮りいたします。議案第32号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。</p>

議	長	<p>【日程第5】 日程第5、議案第33号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>11ページです。議案第33号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、自己住宅の建築を目的とする転用です。申請人は現在実家で生活していますが、子供の成長と共に手狭となったことから、申請地を購入し自己住宅を建築するものです。申請地は申請人の妻が経営する美容室に隣接しており、利便の良いことから適地として選定したものです。申請地は休耕中の田で第1種農地ですが、第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから、許可できるものと判断しました。事業費は融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前回答書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号2番、家庭菜園及び防風林整備を目的とする転用です。申請人は申請地に隣接する空き家を購入するのに合わせて家庭菜園及び防風林を造りたいことから、申請地を購入し整備しようとするものです。申請地は休耕中の畑で、第1種、第3種に該当しない第2種農地ですが、既存集落に接続して設置されるものであり、集落接続に該当することから許可できるものと判断しました。事業費は自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確保しております。</p> <p>以上2件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>●●の昆光義です。今日14日に事務局2名、農業委員2名、推進委員1名で現地確認を行いました。場所は、●●の■■■■の■■■から■■■号を●●方面に約200m行ったところでございます。その辺りはもう住宅地になっていますので、良いのではないかと考えております。事務局の説明どおり何ら問題ないと思っております。以上です。</p>
議	長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>●●地区推進委員の山川です。14日午後に農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で現地確認をさせていただきます。場所は、■■■■より西側に約300mの●●●●の住宅地に接続した農地です。住宅周辺の草刈り等もされておりました。住宅もさらにリフォームされ住民が住むようになると景観も良くなると思われることから、問題ないことを確認してまいりました。</p>
議	長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第33号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり「可」と決しました。</p>

議 長	<p>【日程第6】</p> <p>日程第6、議案第34号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>12ページです。議案第34号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてです。下記の農地転用事業計画の変更申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、申請人は市内で風力発電事業を行っている法人で、平成28年11月10日から3年間の一時転用許可を受けて風車建設計画に伴う事前の風況調査を行っております。令和元年12月3日に1度目の事業計画変更承認を得て、これまで6年間にわたり風況調査を実施してきたところですが、積雪などの影響によるデータの欠損やセンサーの故障により長期間の観測データが得られていない状況であることから、追加の調査を実施する必要があるため、令和7年11月9日まで期間を延長するものです。</p> <p>以上1件につきまして、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
17番委員	<p>17番、河内です。参考までにお知らせください。3年、3年の事業計画ですけども、ということは、計画自体が変更になるという問題が増えているということでしょうか。参考までにお聞きしたいと思います。</p>
農地係長	<p>お答えいたします。この転用事業につきましてはあくまでも風車建設のための事前調査ということで、建設候補地に対しての風況調査となりますので、長年にわたる風況観察調査結果によってその場所が風車建設に適するかどうかを判断するための調査ということになっておりましたので、事業自体が遅れるというよりは事業がこの調査によって採択になるかどうかというのは今の時点ではこちらとしては把握しておりません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>再開します。</p>
農地係長	<p>大変失礼いたしました。3年につきましては、この場所は農用地区域内農地でありますので3年間の一時転用許可が原則であります。ただし、必要に応じて期間を延長することを認められているというものであります。</p>
議 長	<p>河内委員、よろしいですか。</p>
17番委員	<p>はい、ありがとうございました。</p>
議 長	<p>その他、質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第34号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>

議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第7】 日程第7、議案第35号、「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	13ページです。議案第35号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により承認を求めるものです。 住所、遠野市●●町●●■地割■番地。 氏名、山口海杜。 生年月日、平成●年●月●日。 説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。
議 長	ただいま事務局から説明のありました議案第35号、「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、人事案件でございますので質疑を省略し直ちに採決をいたします。 お諮りいたします。議案第35号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、ご異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【その他】 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。
4 番 委 員	これからタブレットを渡されるということが想定されるようですが、その時に、タブレットで現場確認した時の状況写真と言いますか、説明を聞きながら現場の写真をタブレットで見られるものなのか、そういったことができるかどうかちょっとお尋ねしたいのですが。
事 務 局 長	お答えいたします。タブレットは11月に県の方から配布されるということになっていきます。現地確認の写真とか、そのためのタブレットですので、そういうものを活用しながら、現地確認の説明をいただきながら画像を見ながら審議することが可能になります。 11月に配布予定となっておりますが、12月の総会前に配布になりますから検討会も一緒に、推進委員さんも集めて、第1回の操作研修会もできればいいなという予定をしております。
議 長	4番、藤田委員、よろしいですか。
4 番 委 員	はい、よろしいです。
議 長	その他、委員の皆様からございますか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	それでは、事務局から。
事務局次長	その他に関しまして、事務局から7点ほどございます。

	<p>初めに、その他①、「令和4年度地域推進班会議の現地状況について」です。</p> <p>9月9日から9月16日にかけて全11地区で実施いたしました。皆様のご協力ありがとうございました。なお、会議で説明したとおり、農地利用最適化活動計画書の提出を本日としておりましたので、総会終了後に小職までご提出をお願いします。</p> <p>また、地域計画（目標地図）の策定に向けた工程表について、令和6年12月までに目標地図の素案を市に提出していただきたいので、各地域班会議で協議し、令和6年12月まで工程表（スケジュール）の提出をお願いします。資料の2枚目となりますが、地域での話し合いのおおむねの時期を記載例のとおり矢印で記載してください。年度当初ごとに進捗の確認を行いたいと考えております。よろしくをお願いします。各地域推進班班長さんに提出用資料を配布しておりますので、10月27日までに事務局に提出をお願いします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	一括で質問を受けますので、説明をお願いします。
事務局次長	<p>はい。その他②です。「令和4年度岩手県農業委員会大会の開催について」です。</p> <p>令和4年9月7日付けの通知で、各地区から1名の参加をお願いしておりましたので、総会終了後に報告をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
事務局 長	<p>その他③となります。「第13回遠野市農林水産振興大会について」になります。</p> <p>先日16日に運営委員会が開催されまして、今年度開催日程等について決定しましたのでお知らせいたします。各地区の農業委員さん、推進委員さんにおかれましては、10月11日付けで担当課である農林課の方から地区協議会の案内通知が送付されます。資料中段になりますが、10月26日に地区の協議会を開催していただきたいということになります。その内容は裏面になりますけれども、農業委員さんの中から会長さん、あとは農業委員さん、最適化推進委員さんの中から副会長さんを選出していただいて、進めていただきたいということです。開催日は26日、それぞれの地区センター等で午後6時からになりますので、よろしくをお願いします。地区協議会では農林水産業賞の選考会を開いて推薦者等選考して、12月15日に振興大会は開催されます。</p> <p>以上です。</p>
事務局次長	<p>その他④になります。「農地相談会」の部分です。</p> <p>周知のチラシについて、各地区センター及びJA遠野地域の窓口に依頼しております。また、地域推進班の班長さんに5部ずつ配布しておりますので、ご活用をよろしくをお願いします。</p> <p>以上です。</p> <p>続きまして、「遠野市農業委員会だより「遠野盆地」34号」について、すでにご覧になっていると思いますが、9月15日（木）に全戸配布しております。</p> <p>続きまして、「遠野市議会選挙における職員の服務規律の確保について」です。農業委員と農地利用最適化推進委員は、地方公務員法に規定されている特別職の地方公務員にあたります。よって、政治的中立性に対する疑惑を招き住民の信頼を損なうことのないようお願いいたします。</p> <p>最後になります。資料はありませんが、「令和4年度農業委員会県外研修について」です。県外研修は感染状況を踏まえることとしていましたが、県内外で新規感染者が減少傾向にあることから、10月3日に第2回農政専門委員会を開催し今年度の実施に向けて協議を行うこととしています。</p> <p>以上です。</p>
議 長	一括で説明していただきました。7点ほどございますけれども、質疑ございましたらどうぞ。

10番委員	10番、鈴木です。③の関係ですけれども、振興大会ですけれども、10月26日に一斉に地区協議会を開催するわけですけれども、それに出席する方に案内通知を出すということになっていましたけれども、各地区それぞれどのような人に案内を差し上げるのでしょうか。農業委員と最適化推進委員以外で。
議長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議長	会議を再開いたします。
事務局長	先ほどの質問にお答えします。花巻農協、農済東南部地域センター、土地改良区、森林組合などの関係団体をはじめ、農家組合や営農組合の方々を主に案内をしております。
10番委員	わかりました。ただ、例年参加者が少ないので多くの人に参加してもらえるように工夫をお願いします。
議長	<p>その他、皆さんから質問等ございますか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>【閉会】</p> <p>以上をもちまして、第166回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様でした。</p>
	午後3時閉会
	<p>署名</p> <p>遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p>
	令和 年 月 日
	遠野市農業委員 番 _____
	同 番 _____
	遠野市農業委員会会長 _____

